

助成金申請書類作成の手引き

令和3年度
電気自動車等の普及促進事業
(V2H ビークル トゥ ホーム)

〈令和3年度 申請受付期間〉
令和3年6月10日から令和4年3月31日まで

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL : 03-5990-5068
Eメール：cnt-v2h2021@tokyokankyo.jp
ホームページ：
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-v2h>
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
9：00～17：00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
2 助成内容	4
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	4
2.2 助成対象機器（交付要綱第4条参照）	5
2.3 助成対象経費（交付要綱第6条参照）	6
2.4 助成金額（交付要綱第7条参照）	6
2.5 リース契約	7
3 交付申請	8
3.1 申請手続き（交付要綱第8条参照）	8
3.2 申請方法	8
3.3 申請にあたっての留意事項	9
4 変更・処分	10
4.1 軽微な変更	10
4.2 処分の制限（交付要綱第18条参照）	10
4.3 処分の手続き	11
4.4 その他	12
5 記入例	13

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象機器を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象機器の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

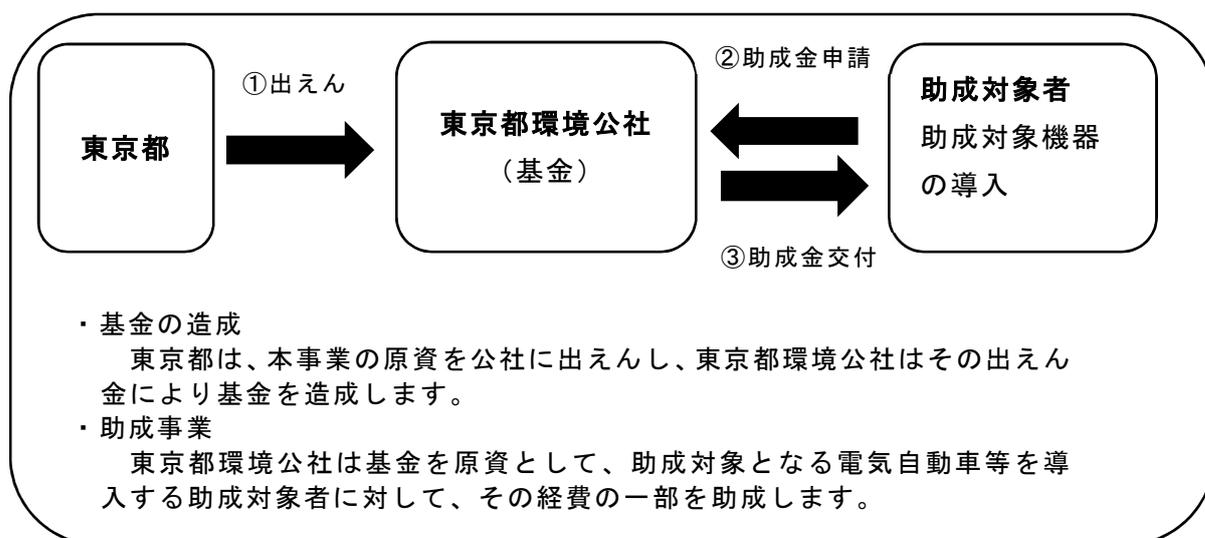
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

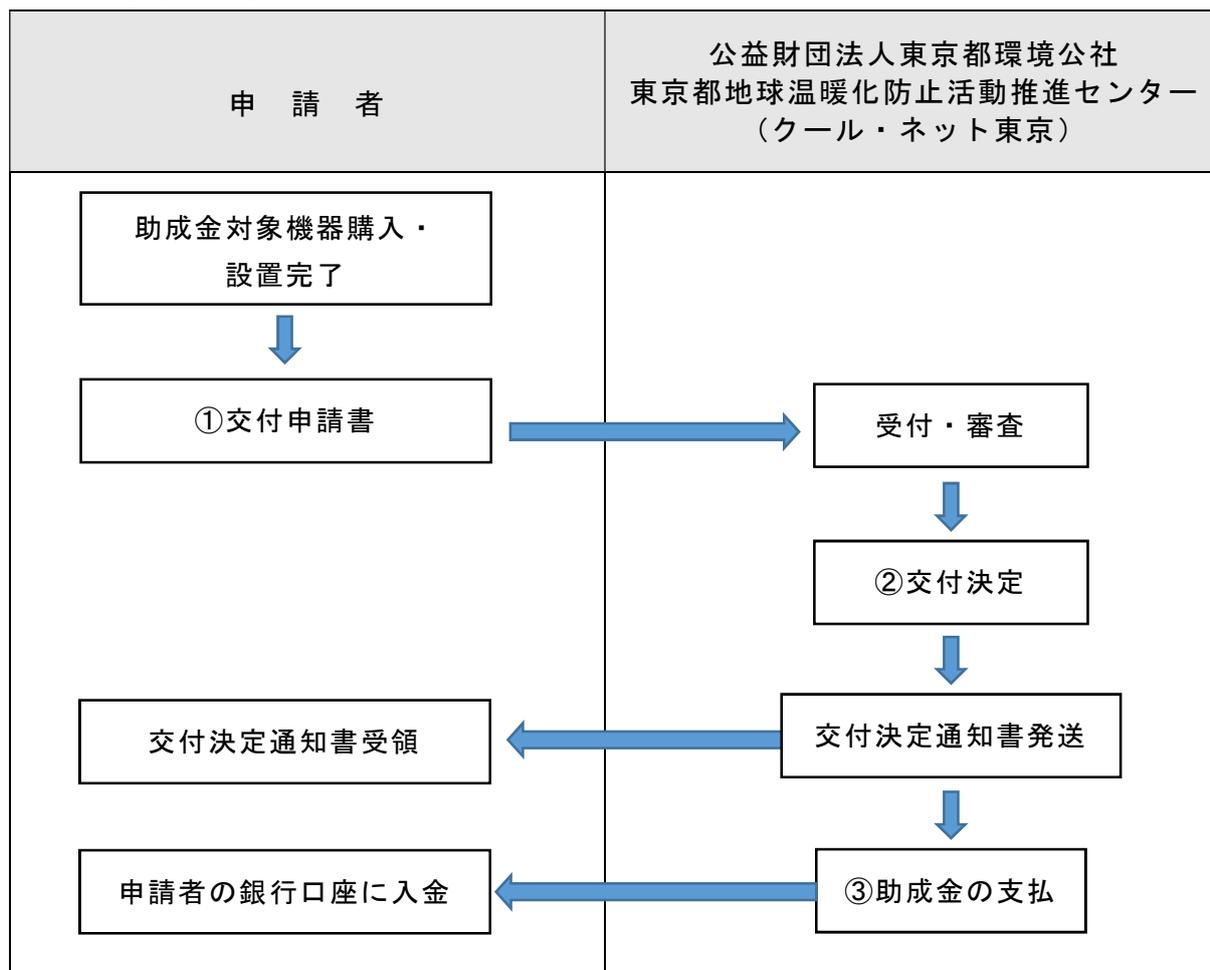
1.1 目的

電気自動車等の普及促進事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社が、都内の個人、事業者が電気自動車等（EV/PHV）・外部給電器・V2Hを導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



- ① 申請者は、助成対象機器を購入し設置日（保証書の保証開始日）から1年以内ま
でに申請を行ってください（申請書記入日ではなく、受付日が基準になります）。
- ② クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。
- ③ クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者の口座に助成金の支払いを行います。支払い日の連絡はしませんので、予めご了承ください。

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

（1）助成対象者の種別及び要件

種別	要件（申請日時点）
①都民（個人）	<ul style="list-style-type: none">・ 都内の戸建住宅にV2Hを設置、使用していること・ 対象となる戸建住宅に太陽光発電システムを設置していること・ 都内に住民票を有すること・ 上記設置場所と住民票住所が原則一致すること
②リース事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 上記①の者とリース契約を締結したリース事業者（リース契約についての詳細は「2.5リース契約」参照）

※経済産業省が実施する「令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」または環境省が実施する「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の交付を受けている場合、リース契約を締結した個人（貸与先）が申請することも可能です。（「2.5リース契約」参照）

ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・ 税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

（2）戸建住宅

「戸建住宅」とは、建物の全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅」であるものとし、集合住宅、事務所・工場等を除きます。

*集合住宅、事務所・工場等へのV2Hの設置については、別途実施している「充電設備導入促進事業」をご参照ください。

*店舗兼住宅、事務所兼住宅は、店舗等の部分と住宅部分で個別に電力供給契約を結んでおり、かつ住宅部分にV2Hを設置する場合は対象となります。別途お問い合わせください。

（3）太陽光発電システム

戸建住宅に設置する太陽光発電システムは、以下の2つの要件を満たす必要があります。

- ・ 太陽光発電システムで発電した電力が、V2Hを設置する戸建住宅で使用可能なこと。
- ・ 設置するモジュールが国または海外の認証を受けていること。若しくは国、都、区市町村等から以下の太陽光発電システムに係る補助金・助成金の交付を受けていること。

*店舗兼住宅、事務所兼住宅は、太陽光発電システムで発電した電力が、V2Hを設置する戸建住宅でのみ使用可能な場合に限り対象となります。別途お問い合わせください。

【太陽光発電システムに係る補助金・助成金】

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業 (平成6年度から平成8年度まで)
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業 (平成9年度から平成13年度まで)
3		住宅用太陽光発電導入促進事業 (平成14年度から平成17年度まで)
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業 (平成20年度から平成23年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業 (平成23年度から平成25年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業 (平成25年度から平成27年度まで)
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業 (平成21年度及び平成22年度)
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業 (平成23年度及び平成24年度)

2.2 助成対象機器（交付要綱第4条参照）

- ・助成対象者が都内の戸建住宅に設置し、使用するV2Hであること。
- ・設置された日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の対象機種になっていること。

対象機種は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

トップページ

<http://www.cev-pc.or.jp/>

対象機種はこちら

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r03/R3_v2h_meigaragotojougen.pdf

- ・設置日（保証書の保証開始日）から申請受付日までの期間が**1年以内**であること。

※申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。

- ・新品であること。ただし、住宅の建築に合わせて設置された既設機器の場合は、新品未使用であること。
- ・助成対象者が購入、設置し、代金の支払いが完了した機器であること。または助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て

替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。

- ・都の他の V2H 助成金の交付を重複して受けていないこと。

※本助成金において、都の V2H 以外の助成金や、都以外の補助金・助成金の受給の制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。

2.3 助成対象経費（交付要綱第6条参照）

助成対象経費 = V2H本体の実際の購入費 または
CEV補助金の「センター承認本体価格」のいずれか低い金額

- ・工事費、オプション等の諸費用、消費税は含みません。
- ・本体価格の値引きがある場合は、値引き後の本体価格を助成対象経費とします。

2.4 助成金額（交付要綱第7条参照）

助成金額 = 助成対象経費 × $\frac{1}{2}$
(上限30万円、千円未満切り捨て)

※他団体等の補助金を併用する場合は、

助成金額 = 助成対象経費 × $\frac{1}{2}$ - 他団体等の補助金額
(千円未満切り捨て 上限30万円)

【例】本体価格 140 万円（税抜き）の V2H を購入した場合、

①東京都助成のみ：140 万円 × $\frac{1}{2}$ = 70 万円 → 上限適用で 30 万円

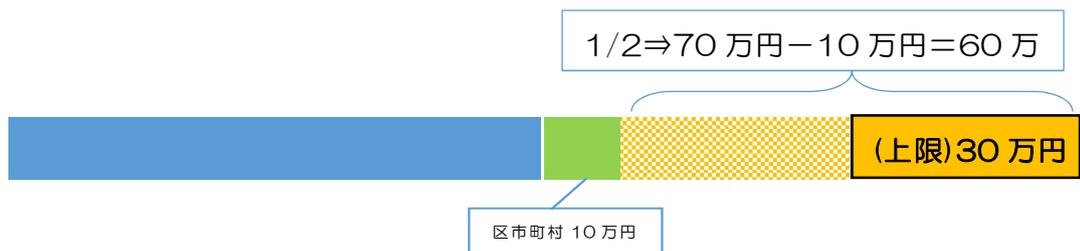
②区市町村補助金併用：140 万円 × $\frac{1}{2}$ - 区市町村補助金（例）10 万円

= 60 万円 → 上限適用で 30 万円

③国補助金併用：140 万円 × $\frac{1}{2}$ - 国補助金（例）70 万円 = 0 → 申請できません



例② 区市町村から 10 万円の補助を受けている場合



例③ 国から 70 万円の補助を受けている場合



2.5 リース契約

リース事業者が助成対象機器を購入する場合は、以下の点にご注意ください。

- ・申請者及び助成金の支払先は、リース事業者です。
- ・助成対象機器の購入及びリース契約の締結完了後に助成金の申請を行ってください。
- ・リース使用者（貸与先）に助成金の利益が還元されるよう、月々のリース料金から助成金相当分を減額している必要があります。ここでいう助成金には、本事業以外のもの（その他の助成金）で、本助成金と同様にリース料金からの減額が条件となっているものも含まれます。リース料金減額の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）」を提出してください。
- ・転リースでも申請できます。
- ・なお、令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金または令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けている場合、リース契約を締結した個人（貸与先）が申請することも可能です。申請に当たっては、リース契約の内容に要件がありますので、別途お問い合わせください。

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第8条参照）

（1）申請受付期限

本助成金事業は、年度ごとに受付期間を設けます。

令和3年度受付期限 令和4年3月31日（木曜日）17：00 必着

（2）提出先

◇申請書の送付先

【郵送の場合】

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
都市エネ促進チーム 宛

【メール送信の場合】

cnt-v2h2021@tokyokankyo.jp

クール・ネット東京 都市エネ促進チーム V2H助成金担当係 宛

助成金の交付申請は、助成対象機器を購入した後、別に定める申請書類チェックリストに記載された必要書類をとりまとめた上で、受付期限までに原則郵送または電子メールにて提出してください。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

3.2 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-v2h>

インターネットをご利用いただけない場合は、助成金交付申請書の用紙を郵送することも可能です。

- ・原則として郵送または電子メールでご提出ください。
- ・FAXによる申請書類の提出は受け付けておりません。

【郵送の場合】

- ・申請様式はA4の用紙に片面印刷をお願いいたします。
- ・到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・複数の申請書を同時に郵送する場合は、1通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請書ごとに書類を分けて入れてください。
- ・封筒の表に「**電気自動車等（V2H）の普及促進事業 申請書在中**」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

【メール送信の場合】

- ・電子メールでの提出の場合、メール送信から3営業日以内にクール・ネット東京担当から、受信確認メールをお送りいたします。上記期間内に確認メールが届かない場合は、お電話にてお問い合わせください。
- ・複数の申請を送信する場合は、必ず1申請ごとにメールを分けて送信してください。
- ・メールの件名に「電気自動車等（V2H）の普及促進事業 申請書提出」と記載してください。
- ・代理の方（販売店担当者、ご家族など）がメール送信を行うことも可としますが、その場合はメールの本文中に申請者名を必ず記載してください。
- ・提出するファイルの形式及びデータ容量等は、別に定める申請書類チェックリストに従って提出してください。

3.3 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・郵送の場合、鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・郵送の場合、申請者名及び金額の訂正は、二重線見え消しでお願いします。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【機器関係】

- ・申請前にV2Hを処分（※）している場合は、申請できません。
- ・申請後、交付決定される前にV2Hを処分することになった場合は、交付決定せずに取下げ処理となります。クール・ネット東京にお電話いただき、申請取下げを申し出てください。
- ・交付決定される前にV2Hを処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還及び違約加算金を請求します。
- ・リース契約期間が処分制限期間（※）より短い場合の申請の可否については、リース契約満了後の予定等により異なりますので、ご連絡ください。

※ 処分及び処分制限期間については、「4.2 処分の制限」を参照ください。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はしません。申請書類一式のコピーまたは電子ファイルを控えとして保管してください。

- ・ 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・ 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には審査対象から除外させていただきます。

4 変更・処分

4.1 軽微な変更

助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります（変更後の事後届出になります）。

- ・ 申請者の名前の変更（個人の改姓など）
- ・ 申請者の住所変更（ただし、都内での住所変更に限る）

届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・ 変更届出書（クール・ネット東京のホームページからダウンロード可能）
- ・ 変更が確認できる公的書類の写し

4.2 処分の制限（交付要綱第 18 条参照）

（1）処分の例

助成金を受領した V2H には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
対象となる V2H の廃棄	V2H の廃棄日
対象となる V2H の譲渡・貸与	V2H の引渡日
V2H のリース契約満了・途中解約・承継による使用者変更	リース契約終了日
本助成金の交付の目的に反する使用 本助成金の要件を満たさなくなる 等	個別に公社が指定

（2）処分制限期間

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間
V2H	6 年（72 ヶ月）

※処分制限期間は、設置日（保証書の保証開始日）から起算します。

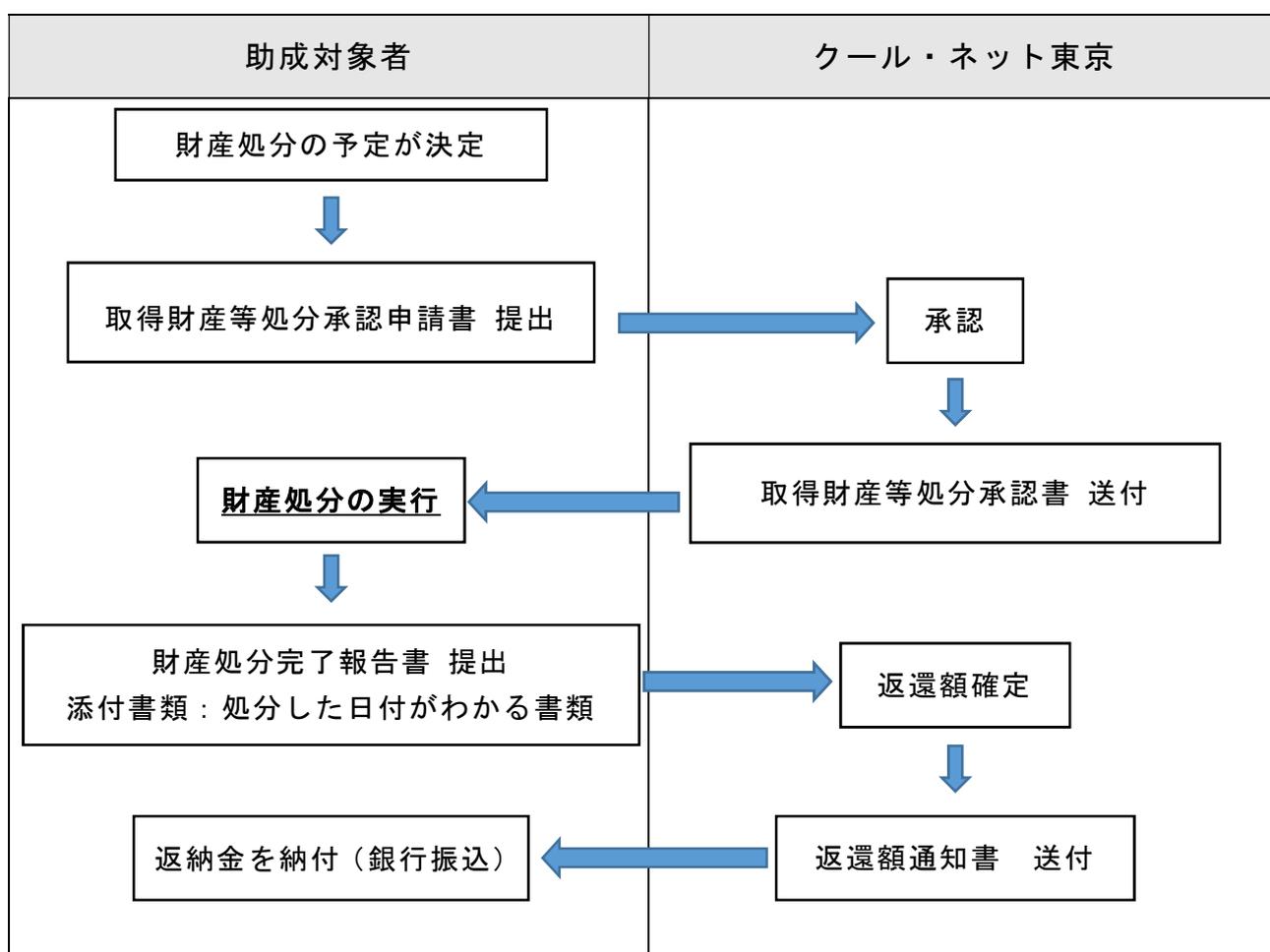
※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合がありますので、ご注意ください。

なお、本助成金の申請者がリース契約を締結した個人（貸与先）の場合、処分に当たっては事前にお問い合わせください（「2.5 リース契約」参照）。

4.3 処分の手続き

(1) 承認申請

交付決定日以降、処分制限期間内に助成対象を処分するときは、次のフロー図に従い、財産処分の承認申請を行ってください。



- ・「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードしてください。
- ・承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・承認申請書の到達から承認通知まで1～2週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から2週間以上空けてください。

(2) 返納金

処分制限期間内に V2H を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) \text{ ※千円未満切り捨て}$$

経過期間は、設置日（保証書の保証開始日）から所有権移転日（売却の場合は引渡日）までの月数で計算します。たとえば、10日に供用開始した場合、翌月10日までは1ヶ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算して72ヶ月となります。

(3) 返納金の免除

以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。処分承認申請時に、返納金免除を申し出てください。処分承認後に申し出ることはできません。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により使用不能となり廃棄する	<ul style="list-style-type: none">自治体発行の罹災証明書損害額が機器の現在簿価を上回ることの証明
申請者死亡により2親等以内の親族がV2Hを相続し、引き続き使用する（相続人が都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none">申請者の除籍を証明する書類申請者と相続人の続柄を証明する書類
その他クール・ネット東京が特に認める場合	<ul style="list-style-type: none">クール・ネット東京が指定した書類

4.4 その他

本助成金は、東京都の公的資金を財源としており社会的にその適正な執行が強く求められていることを踏まえ、本手引きに記載のない事項や、疑義が発生した場合は、東京都と協議の上、決定します。

5 記入例

V2H

第1号様式（第8条関係） その1

作成日 令和 3年 6月 1日

記入例（個人購入）

公益
東京都電気設備工業会

電気自動車等の普及促進事業(V2H) 助成金交付申請書

※訂正は、二重線見え消しをお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）

1 申請者情報

個人 *リース事業者の場合は記入不要

個人は住民票又は印鑑証明書の住所を記載

郵便番号	163 - 0810	住所	東京都新宿区西新宿〇丁目〇〇		
フリガナ	トウキョウ タロウ				
氏名	東京 太郎				
電話番号	03 - 0000 - 0000	申請者が個人（購入）の場合は記入不要です			

リース事業者 *個人購入の場合は記入不要

主たる住所						
法人名称						
代表者役職				代表者氏名		
の リ ス 事 務 担 事 者	郵便番号	-	住所			
	所属部署 または役職				フリガナ	
					氏名	
	電話番号	-	-			

2 販売店担当者（リースの場合は不要。）

郵便番号	163 - 0810	住所	東京都新宿区西新宿〇丁目〇〇			
会社名	東京電気設備株式会社			店舗・部署	新宿店	
フリガナ	トウキョウ サブロウ					
氏名	東京 三郎		電話番号	03 - 0000 - 0000		
不備の連絡は、領収書等の販売店発行書類については販売店担当者に、それ以外の不備は申請者（リース事業者の場合は事務担当者）に行います。販売店担当者が、申請に関する一切の連絡先となることを希望する場合は、以下をチェックしてください。						
<input checked="" type="checkbox"/>	販売店担当者が、手続代行者として、助成金申請に関する一切の窓口となることを希望します。					

3 交付決定通知書の送付先（任意記入）

交付決定通知書は、申請者（リース事業者の場合は事務担当者）に送付します。販売店担当者を送付先として希望する場合は、以下にチェックを入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	交付決定通知書の送付先として、販売店担当者を希望します。
-------------------------------------	------------------------------

4

記入例（個人購入）

5 誓約事項

電気自動車等の普及促進事業助成金交付要綱（平成28年5月20日付28都環公総地第323号。以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。申請の内容に虚偽の記述があった場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行うことを誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第13条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第14条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認められた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

上記に該当する暴力団関係者ではありません。
（□にチェックをお願いします。）

その他の誓約事項

- 申請者（リース事業者のみ記入）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金を借りていない者であることを証明できると認められる者です。
- 申請者（リース事業者のみ記入）は、国又は地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人又はその関係会社でないことを証明できると認められる者です。
- 申請する機器は、販売促進活動（展示等）に使用するものではありません。
- 申請する機器は、中古ではありません。
- 申請する機器は、都内の戸建住宅に設置しています。
- 申請する機器は、国又は区市町村の助成を受けている場合、第1号様式その3においてその旨申告しており、助成額に係る計算に反映させています。
- 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
（□にチェックをお願いします。）

電気自動車等の普及促進事業助成金交付要綱（平成28年5月20日付28都環公総地第323号）第8条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

会社名（リース事業者のみ記入）	申請者名
	東京 太郎

5 助成金振込先

金融機関コード (数字4ケタ)				金融機関名		支店コード (数字3ケタ)			支店名	
0	0	0	1	みずほ銀行		2	4	0	新宿支店	
預金種別（該当に <input checked="" type="checkbox"/> ）						口座番号				
<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄	（その他）		0	0	0	0	0	0
口座名義人（カタカナ）										
ト	ウ	キ	ヨ	ウ	タ	ロ	ウ			

※口座名義は、必ず申請者と同一としてください（ご家族の名義や定期預金口座は不可）。

第1号様式（第8条関係） その3

6 **記入例（個人購入）**

カタログや保証書等でご確認いただき、不明な場合はメーカーや施工会社にお問い合わせください

モジュールのメーカー	<input type="checkbox"/> ×ソーラー株式会社
モジュールの型式	PV-001
設置年月	2010年10月
モジュールの認証 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を付してください)	<input checked="" type="checkbox"/> 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T） <input type="checkbox"/> 国際電気標準（I E C）の海外認証機関 <input type="checkbox"/> その他

同研究所のホームページに掲載されている「JETPVm認証（モジュール認証）登録リスト PDF」に、上記のモジュール型式が掲載されている場合はを付してください

7 **助成対象機器（V2H）に関する情報**

保証書に記載されている内容をご記入ください

メーカー名	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 電機
型式	GH-1234
製造番号	V2H-0001
購入年月日	2021年6月1日
設置場所住所	東京都 新宿区西新宿〇丁目〇〇
設置完了年月日	2021年6月1日

保証書の保証開始日をご記入ください

助成額に係る計算	① 機器本体価格	650,000 円
	② 国・区市町村補助額	20,000 円
	③ ①×1/2- (②)	305,000 円
	④ 交付申請額 ・③の千円未満を切り捨てた額(上限300,000円)	300,000 円
	⑤ 台数計	1 台
	⑥ 交付申請額計	300,000 円

- ・ メーカー名・型式は、カタログ等を参考にご記入ください。
- ・ 2台以上申請する場合は、本紙（助成金交付申請書 その3）を追加してください。⑤台数計と⑥交付申請額計は、1枚目のみに全合計を記入し、2枚目以降は空欄としてください。

(参考) 関連ホームページのご案内

○ 本事業のホームページ

- ・ 電気自動車等の普及促進事業 (V2H)
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-V2H/index.html>

○ 関連事業のホームページ

- ・ 電気自動車等の普及促進事業 (EV・PHV車両)
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>
- ・ 電気自動車等の普及促進事業 (外部給電器)
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-feed/index.html>
- ・ 充電設備導入促進事業 (集合住宅)
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/mansion-evcharge/index.html>
- ・ 充電設備導入促進事業 (事務所・工場等)
<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/office-evcharge/index.html>

東京都
電気自動車等の普及促進事業
(V2H ビークル トゥ ホーム)
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和3年6月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル 14階
TEL: 03-5990-5068